

改正案

現行

<p>（信託財産状況報告書の交付を要しない場合） 第五十二条の二十一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 受益証券発行信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合</p> <p>イ 当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されており、かつ、特定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下この号及び第五十二条の二十四第五項第九号において同じ。）に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券（同法第四条第三項（募集又は売出しの届出）に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下この号及び第五十二条の二十四第五項第九号において同じ。）に該当すること。</p> <p>ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。</p> <p>(1) 当該受益権が金融商品取引所に上場されている場合（当該</p>	<p>（信託財産状況報告書の交付を要しない場合） 第五十二条の二十一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>（新設）</p>
---	--

受益権が特定上場有価証券である場合を除く。) 信託財産
状況報告書に記載すべき事項に係る情報が当該金融商品取引
所の定める開示方法により正しく開示されること。

(2) 当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合、信
託財産状況報告書に記載すべき事項に係る情報が金融商品取
引法第二十七条の三十二第一項(発行者情報の提供又は公表
)に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定に
より提供され、又は公表されること。

ハ 受益者からの要請があった場合に速やかに信託財産状況報告
書を交付できる体制が整備されていること。

ニ 当該受益証券発行信託の信託行為において、口についての定
め及び受益者からの要請がない限り信託財産状況報告書を交付
しない旨の定めがあること。

(信託財産に係る行為準則)

第五十二条の二十四 (略)

2 (略)

3 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項
に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合であつて
、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれ次に定める方法により
取引を行う場合

(信託財産に係る行為準則)

第五十二条の二十四 (略)

2 (略)

3 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項
に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合であつて
、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれ次に定める方法により
取引を行う場合

イ 次に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項及び第二項（定義）に規定する有価証券をいい、有価証券に係る標準物（同法第二条第二十四項第五号に掲げるものをいい、以下単に「標準物」という。）並びに同条第一項第二十号に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）の売買

(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券（標準物を除く。） 取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

(2)・(3) (略)

ロ・ニ (略)

三・四 (略)

4 (略)

5 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜八 (略)

九 受益証券発行信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げる

イ 次に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項及び第二項（定義）に規定する有価証券をいい、有価証券に係る標準物（同法第二条第二十四項第五号に掲げるものをいい、以下単に「標準物」という。）並びに同条第一項第二十号に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）の売買

(1) 金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている有価証券（標準物を除く。） 取引所金融商品市場（同法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

(2)・(3) (略)

ロ・ニ (略)

三・四 (略)

4 (略)

5 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜八 (略)

(新設)

すべての要件を満たす場合

イ 当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所に上場されており、かつ、特定上場有価証券に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券に該当すること。

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1) 当該受益権が金融商品取引所に上場されている場合（当該受益権が特定上場有価証券である場合を除く。）書面に記載すべき事項に係る情報が当該金融商品取引所の定める開示方法により正しく開示されること。

(2) 当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合書面に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項（発行者情報の提供又は公表）に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。

ハ 受益者からの要請があった場合に速やかに書面を交付できる体制が整備されていること。

ニ 当該受益証券発行信託の信託行為において、ロについての定め及び受益者からの要請がない限り書面を交付しない旨の定めがあること。